



平成 17 年 5 月 25 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号：9424)
問い合わせ先 取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 25 日開催の定時取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行する議案を決議し、併せて、同議案の承認を求める議案を平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

株主価値を意識した経営の推進を図るとともに、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とする。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員

(2) 発行する新株予約権の総数

4,000 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株)

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

種類：当社普通株式

数：4,000 株を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをなすべき金額

新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に前記（2）に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年8月18日から平成27年8月18日まで

（行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる）

(7) 新株予約権の行使についての条件

相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによる。なお、当該契約の内容については取締役会の一任を受け、代表取締役が決定する。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件により新株予約権の全部または一部を行使できないときは、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の当社第9回定時株主総会において、「特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上